

## 1. 計画案に対する意見

No.	頁	項目	案に対する意見	区分	市の考え方
1	6	第1部 第1章	疑問点として、第1章-6のSDG s の理念と整合について マスコミ（個人的にはマスゴミ）、各メディアで言われている通りに、広く市民に認識されているのか？何となく聞いている、少し分かる…。「誰一人、取り残さない」というテーマが履行されているのか？広まっていくのは、これからかもしれないが、コトバだけが1人歩きしている気がしてなりません。取り残されている側の人が多いのではないのでしょうか？	計画案ど おり	久留米市の総合計画をはじめ、各分野の個別の行政計画においても、「SDG s の理念を取り入れた施策の展開」を図ることとしています。 第9期計画においては、SDG s の理念を盛り込み、施策を展開していくとともに、市民や事業者、関係団体のみなさまへの周知にも努めてまいります。
2	8	第1部 第2章	「久留米市の要介護認定者数の推移・見込み」図の40歳以上65歳未満の人の要支援・要介護認定別数を記載してほしい。 (理由) 第2号被保険者の認定者は働いている年代であり、若年性認知症が疑われるなど、第1号被保険者とは違う悩みがあると思われる。詳しく分析してほしい。	計画案ど おり	第2号被保険者については、人数が少ないため年度による変動が大きい傾向にあり、数量的データだけで傾向を追うことには限界があり、個別のケースごとの分析や検討が適しているという分析結果がでています。 ご意見は、今後の課題検討における参考とさせていただきます。
3	8	第1部 第2章	「・・・比較的軽度の認定者・・・」の「比較的軽度」を取る。 (理由) 認知症の場合は要介護1、2の場合が一番介護が大変で、軽度とはいえない場合が多い。	反映	ご意見を踏まえ、「などの比較的軽度の認定者」を削除します。
4	10	第1部 第2章	②在宅介護実態調査 前回の調査では「介護保険の働き方調整」の分析があるが、今回も分析してほしい。 (理由) 介護の置かれている状況がわかります。	反映	ご意見を踏まえ、「介護保険の働き方調整」の調査結果を別冊の「資料編」に掲載予定です。

No.	頁	項目	案に対する意見	区分	市の考え方
5	10	第1部 第2章	計画策定を作成するにあたり、アンケートを送付されていると思いますが、全数調査ではなく標本調査にされたのは、何故ですか？各種手帳保持者は2,500名強居るはずですが、500名で行われていると思います。この点大いに疑問です。コレは行政側のミスリードに等しいと感じます。	計画案ど おり	第9期計画を策定する上での各種調査は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査など、全数調査にした場合の対象者が数万人と非常に多くなるため、標本調査の方法を取らせていただいております。
6	11	第1部 第2章	④居所変更実態調査 一つ目のマル「・・・90%を超えている施設・・・」の類型を示してほしい。 (理由) 空きがある施設は例が示されています。	反映	ご意見を踏まえ、施設の状況は別冊の「資料編」に掲載予定です。
7	12	第1部 第2章	⑤介護サービス事業者調査 前回調査では「定着率が低い原因」が示されているが今回調査では示されていない。 (理由) 前回調査の「賃金が低い」「仕事がきつい」との回答は、人材不足の大きな原因だと思われるので。	計画案ど おり	「定着率が低い理由」については、今回調査項目としておりませんが、「人材が不足している理由」について調査結果を掲載しております。 また、第7章で「介護人材の確保、定着への支援」につながる「介護職員の負担軽減」などの施策を掲載しております。
8	16	第1部 第3章	基本方針の基本理念「地域共生社会の実現」の実行者は誰なのか、地域コミュニケーションが希薄になっている現実はどう対処するのか、が見えないし、具体案を示してほしい。	反映	ご意見を踏まえ、以下の下線部のとおり、本文に追加記載します 「… <u>市民や地域、関係機関と行政などが地域や暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現に向けた</u> 」 また、地域コミュニケーションが希薄になっている現状については、第2章の「住み慣れた地域で安全安心に暮らすための環境づくりの支え合いの仕組みづくり」や、「高齢者や介護家族への在宅生活支援の取り組み」や第3章の「地域における多機関連携による支援体制の強化」などの施策により対処してまいります。
9	16	第1部 第3章	1 基本理念及び久留米市が目指すべき姿 「・・・本市の特性をいかした・・・」例を示してください。 (理由) あいまいな表現で分かりにくいいため。	反映	ご意見を踏まえ、一部削除し、以下のとおり変更いたします。 「…地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくりに…」

No.	頁	項目	案に対する意見	区分	市の考え方
10	17	第1部 第3章	②見守り、支え合いの心が生きるまち 「・・・縦割りではなく、支え手や受け手の関係を超えて・・・」 の説明が必要ではないでしょうか。 (理由) 受け手の介護度が重度になった場合は困難だと思います。	反映	ご意見を踏まえ、以下の下線部のとおり、本文に追加記載します 「…縦割りではなく、 <u>これまでの支え手や受け手の関係を超えて、誰もが他者との関わりの中で役割を持ち、行政や…</u> 」
11	19	第1部 第4章	第4章 高齢者福祉施策・介護保険事業における成果指標【まちの姿成果指標】 (1) 「自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち」の指標に「健康づくり活動や趣味等のグループ活動に『参加者として』参加したい高齢者の割合」(2) 「見守り、支え合いの心が生きるまち」の指標に「家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手で『そのような人はいない』と回答した高齢者の割合」 (3) 「安全に、安心して暮らし続けることができるまち」の指標に「地域包括センターが高齢者の総合相談窓口であることを知っている一般高齢者の割合」を追加してください。	計画案ど おり	第8期計画においては、ご意見をいただいた指標も含め、成果指標としておりましたが、細分化された視点での評価となり、「全体を評価する指標としては分かりにくい」といったご意見もありましたので、目指すまちの姿を全体的に評価する指標としては、市総合計画の指標とも合わせ、現在の3つの指標が適切と考えております。
12	23	第1部 第6章	重点施策 1. 健康づくりと社会参加の推進「主な具体的推進」 ここには具体案がない。健康づくりと介護予防の推進とあるが、すべての校区で開催されるのか、毎月か、広報が希薄、周知徹底がなされていない、参加者が少ない、回数を増やす、参加しやすいよう近くの会場を など、参加者を増やす施策が必要。	計画案に 記載あり	健康づくりと介護予防の推進については、第1章にて具体の各施策の記載をしております。 ご意見は、今後の課題検討における参考とさせていただきます。

No.	頁	項目	案に対する意見	区分	市の考え方
13	23	第1部 第6章	<p>「高齢者や介護家族への在宅生活支援」を「一人暮らし高齢者等への在宅生活支援」に変更する。</p> <p>(理由) 要約</p> <p>8期計画の「一人暮らし高齢者等への在宅生活支援」がなくなり、「高齢者や介護家族への在宅生活支援」となったため「介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス）」が消えている。</p> <p>久留米市は、介護新規認定者の内、比較的運動機能及び認知機能の自立度が高く、適切で十分な支援があれば、元の生活に戻る可能性が高い方が多いと聞いている。このような状況を踏まえ、1人暮らしをはじめ高齢者の多様なニーズに対応し、利用者の自立に寄り添ったサービスをより一層充実すべきである。</p>	計画案ど おり	<p>第8期計画においては、ご意見をいただいたように「一人暮らし高齢者等への在宅生活支援」としておりましたが、在宅生活支援を必要とする「高齢者」には一人暮らし高齢者の他、高齢者のみ世帯や介護家族なども含め、広く支援が必要と考えて、見直しを行ったものです。</p> <p>「介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス）」については第一章に項目を設け、説明をしております。</p>
14	23	第1部 第6章	<p>重点施策</p> <p>2. 住み慣れた地域で安全安心に暮らすための環境づくり</p> <p>円滑な移動のための環境整備とあるが、高齢になっても移動には車が欠かせないと運転し続ける高齢者が多数。危険は承知だが、他に移動手段がないため仕方なく運転している。移動のための環境整備には、コミュニティバスやタクシー利用者への半額補助などが想定してあるのか。</p>	計画案ど おり	<p>ご意見いただいたとおり、円滑な移動のための環境整備の一つとして、生活支援交通の確保に取り組むこととしております。現在もコミュニティバスやコミュニティタクシーなどの施策を実施しており、今後も引き続き取り組んでまいります。</p>
15	23	第1部 第6章	<p>「介護サービス事業者等への支援」を「介護サービス事業者等への支援と指導」に変更する。</p> <p>(理由)</p> <p>8期では介護サービス事業者等への支援と指導となっていた。今回「指導」が削除されているが、現実には高齢者施設での深刻な虐待などが報じられている実態の中、指導は欠かすべきではない。</p>	反映	<p>ご意見を踏まえ、以下の下線部のとおり、本文に一部追加記載します。</p> <p>「<u>介護サービス事業者等への支援と指導</u>」</p>

No.	頁	項目	案に対する意見	区分	市の考え方
16	23	第1部 第6章	<p>「介護保険制度の周知・啓発」を「介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実」に変更。</p> <p>(理由) 要約</p> <p>8期では、「介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実」だったが「相談体制の充実」が削られている。このため「市民からの相談受付・苦情対応体制の充実」がなくなっている。</p> <p>市民が介護保険制度を利用するにあたって、制度の周知・啓発により制度の中身を知るだけでなく、介護サービス全般についての苦情・疑問・要望等について身近に迅速に対応できる相談体制は不可欠である。</p>	反映	<p>ご意見を踏まえ、以下の下線部のとおり、本文に一部追加記載します。</p> <p>「<u>介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実</u>」</p>
17	23	第1部 第6章	<p>第6章 施策体系 基本施策7 持続可能な介護保険事業の推進 主な具体的施策</p> <p>「・介護保険制度の周知・啓発」を「・介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実」にしてほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>女性問題、障害者問題の行動計画はどれも相談体制・苦情体制については記載されています。計画を作成するときの必須項目です。8期まで入っていたのに、今回、削除されていることには理解できません。市民の高齢者福祉のことを考えての計画ではありません。また、P45の「多様な相談実施」は権利擁護に関する相談支援です。</p>	反映	<p>ご意見を踏まえ、以下の下線部のとおり、本文に一部追加記載します。</p> <p>「<u>介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実</u>」</p>

No.	頁	項目	案に対する意見	区分	市の考え方
18	27	第2部 第1章	<p>【主な施策(事業)】 1 介護予防・生活支援サービス 末尾に「また、短期間に集中して専門職が訪問し、生活機能向上を図るサービスを提供する。」を追加。</p> <p>(理由) 市が主体となっていく短期集中サービスが抜けています。8期の計画には入って行っていましたが。要支援1・2は回復の可能性がある方々です。一人暮らし高齢者には改善に向けた支援をしてくれる家族がいません。一人暮らし高齢者数は国勢調査があるたびに、約2万人ずつ増えています。その人たちを放置しておくことはますます介護費用を増大させることとなります。</p>	反映	<p>ご意見を踏まえ、以下の下線部のとおり、本文に一部追加記載します。</p> <p>「また、短期間に集中して専門職が訪問し、生活機能や身体機能等の向上を図るサービスを提供する。」</p>
19	29	第2部 第1章	<p>事業目標に「住民主体の介護予防の場の数」を入れる。</p> <p>(理由) 住民主体であると身近な場所で自分たちのルールで運営できる。R5年目標は150か所となっているが継続的に助成し育成することが大切です。</p>	計画案ど おり	<p>各章ごとの事業目標の指標については、それぞれ、その章の施策の進捗状況を分かりやすく伝えられる2項目を設定しております。</p> <p>第8期計画の事業目標であった「住民主体の介護予防の場の数」も継続して推進する項目ではありますが、第9期計画に向けては、より事業の進捗が伝わる項目に見直しを行ったものです。</p>
20	29	第2部 第1章	<p>【事業目標指標】の「特定健康診査受診率」はつねに目標に達していない。かかりつけ医の検診をデータ(%)に含めるなどの改良が必要です。</p>	計画案ど おり	<p>生活習慣病等で治療中の場合、特定健康診査を未受診であることが多いことから、医療機関が保有している未受診者の検査結果データを特定健康診査データとして収集することで、特定健康診査を受診したものとみなし、受診率向上や保健指導の充実を図る事業に取り組んでおります。</p> <p>今後とも、かかりつけ医など医療機関との連携により、特定健康診査受診率の向上に取り組んでまいります。</p>
21	30	第2部 第2章	<p>第2章 住み慣れた地域で安全安心に暮らすための環境づくり 「・・・介護を行う家族の身体的・精神的な負担軽減・・・」に「経済的」を挿入し、「・・・介護を行う家族の身体的・精神的・経済的な負担軽減・・・」とする。</p> <p>(理由) 経済的な負担も大きくなるのではないのでしょうか。</p>	計画案ど おり	<p>高齢者の経済的な支援については、計画全体を通しての取り組みとさせていただきます。第1章では、就業機会の確保、第2章では、住まいのセーフティネット、第4章では高齢者相談や生活困窮者自立支援、第8章(3)低所得者に対する負担軽減、などの支援を行ってまいります。</p>

No.	頁	項目	案に対する意見	区分	市の考え方
22	30,32	第2部 第2章	「一人暮らし高齢者等への在宅生活支援」についてふれてください。 (理由) 特に「ひとり暮らし」の要支援者は総合事業に移行しているので、在宅生活支援を充実することが大切です。	計画案に 記載あり	一人暮らし高齢者への在宅生活支援については、「高齢者や介護家族への在宅生活支援」において、介護用品の購入助成、緊急通報システムの貸与、見守り活動の推進などの事業を推進してまいります。
23	31	第2部 第2章	この3事業には高齢者福祉計画の事業であることから、一般的な表現ではなく、高齢者に特化した表現で記述すべきと考える。 (理由) センターの運営、ライフレスキューの活用、市民や地域活動の活性化において、高齢者は利用者であるとともに担い手ともなることから具体的指針となるよう記述すべきである。	反映	ご意見を踏まえ、以下の下線部のとおり、本文に追加記載します。 ボランティアセンターの運営については、「 <u>地域における高齢者等の生活課題の…</u> 」とします。 また、市民活動・地域コミュニティ活動の活性化支援については、「 <u>財政的な支援により、高齢者を含む市民活動の活性化を図る</u> 」とします。  ライフレスキュー久留米連絡会の活用については、原案が高齢者を対象に含めた記載となっているため、原案のままさせていただきます。
24	33	第2部 第2章	4 介護離職防止に向けた周知・啓発の2行目 「・・・促進されるよう、」の後に「事業所訪問や、事業主等向けに発行している商工労働ニュースを通して・・・」を挿入。 (理由) 介護休業制度の周知に必要な取り組みです。	計画案ど おり	情報提供のありかたについては、ご指摘のとおり各種さまざまな方法があると考えておりますが、計画への表記は原案のままさせていただきます。 ご意見は、今後の課題検討における参考とさせていただきます
25	34	第2部 第2章	特別養護老人ホームの項目を起こすべき (理由) 居宅において養護を受けることが困難な要介護3以上の高齢者は現在でも多数の待機者がいる中で、入居困難者がますます増加する。このことから計画に挙げるべきである。	計画案に 記載あり	第2章では、住環境の確保についての施策に関する内容を記載しております。特別養護老人ホームについては、介護サービスとなりますので、第8章介護サービス基盤の確保、(1)施設・居住系サービスで記載させていただいております。

No.	頁	項目	案に対する意見	区分	市の考え方
26	35	第2部 第2章	「移動環境の整備」①生活支援交通の確保 すべての校区にコミュニティバスの導入やタクシー利用者への補助 などを明記する。	計画案ど おり	本市の関連計画「久留米市地域公共交通網形成計画」においても、 市内の全校区に生活支援交通を導入することを目標としております。 今後は現在のコミュニティバスやコミュニティタクシー制度のみならず、 様々な交通モードを含めた検討を進めていくことが必要だと 考えており、原案のままとさせていただきます。
27	36	第2部 第2章	【事業目標指標】に「有料老人ホームへの立入検査件数」を入れる。 (理由) 8期計画まではやっていたことで、外せない取り組みです。	計画案ど おり	各章ごとの事業目標の指標については、それぞれ、その章の施策の進 捗状況を分かりやすく伝えられる2項目を設定しております。 第8期計画の事業目標であった「有料老人ホームへの立ち入り検査」 は、第9期計画期間も継続して実施してまいります。第9期計画に 向けては、より事業の進捗が伝わる項目に見直しを行ったもので す。
28	39	第2部 第3章	第3章 地域における多機関連携による支援体制の強化 【事業目標指標】に「地域包括センターへの相談件数」「個別・地 域課題検討ケア開催件数」を追加。 (理由) 地域包括支援センターでの相談件数が、高齢者の困りごとを正確 につかんでいる。また、ケア会議も一番大切な活動であり、見える 化が必要です	計画案ど おり	各章ごとの事業目標の指標については、それぞれ、その章の施策の進 捗状況を分かりやすく伝えられる2項目を設定しております。 第8期計画の事業目標であった「地域包括センターへの相談件数」 「個別・地域課題検討ケア開催件数」も継続して推進する項目ではあ りませんが、第9期計画に向けては、より事業の進捗が伝わる項目に見 直しを行ったものです。



No.	頁	項目	案に対する意見	区分	市の考え方
29	41	第2部 第4章	<p>「③認知症初期集中支援チームによる支援、周知」について 福岡市では「認知症サポートチーム（認知症初期対応集中チーム）」の存在（その機能た役割）が広く市民に周知され、特に、認知症の知識が十分でない市民に、安心を与え、有効に機能しているという話を、複数の福岡市民から聞きました。</p> <p>この計画案にもチームの記載はありますが、福岡市ほど、明確に、役割・機能が記載されていないと思います。そこで、次のような記載にされたらと思い、提案いたします。</p> <p>（提案）</p> <p>認知症サポート医と医療・介護の専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」を充実し、認知症が疑われる方やその家族への必要な支援を、認知症の早期の段階で集中的に関わり、適切な医療・介護サービスへとつなぐ。</p> <p>支援チームの機能と役割について、広報くるめ、チラシ、web、SNSなどにより広く市民に周知し、活用の促進を図る。</p>	反映	<p>ご意見を踏まえ、認知症初期集中チームの機能や役割がより明確に伝わるよう、以下の下線部のとおり本文に修正・追記します。</p> <p>「<u>「認知症初期集中支援チーム」が、早期の段階で集中的に関わることで早期発見・早期対応につなげる支援を行う。</u>」</p>
30	43	第2部 第4章	<p>第4章 認知症施策の総合的な推進</p> <p>【事業目標指標】に「認知症カフェの設置数」を追加する。</p> <p>（理由）</p> <p>コロナ禍を経て数が減っている。地域の取り組みとして大切です。</p>	計画案ど おり	<p>各章ごとの事業目標の指標については、それぞれ、その章の施策の進捗状況を分かりやすく伝えられる2項目を設定しております。</p> <p>第8期計画の事業目標であった「認知症カフェの設置数」も継続して推進する項目ではありますが、第9期計画に向けては、より事業の進捗が伝わる項目に見直しを行ったものです。</p>
31	46	第2部 第5章	<p>事業目標指数の生活自立支援センターを主な施策のどこかに記述すべき</p> <p>（理由）</p> <p>事業目標指数の生活自立支援センターの新規相談受付件数が挙げられているが、主な施策の内容には生活自立支援センターという表記がみつからないため。</p>	反映	<p>ご意見を踏まえ、生活困窮者自立支援の項目に、以下の下線部のとおり本文に追加記載します。</p> <p>「<u>生活困窮者の自立を支援するために、久留米市生活自立支援センターにおいて、就労その他の…</u>」</p>

No.	頁	項目	案に対する意見	区分	市の考え方
32	46	第2部 第5章	<p>終活ノートについて、もっともっと市民に知ってもらうべきです。終活あるいはエンディングという表現が正しいのかどうか分りませんが1番大切なのは「自分はどうかは自らが決める」それを手助けするのがノートという道具であるべきでは？</p> <p>ノートの正しい示し方が今こそ必要ではないかと感じています。最終的に自分が意志決定を出来なくなった時それを想定して作成しておくべきなので、もっと表現方法があってよいのではないか。</p>	反映	<p>終活ノートについては、高齢者の権利擁護のために必要な取り組みと考えておりますので、今後もより一層、普及啓発に努めてまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ、以下の下線部のとおり、本文に追加・修正記載します。</p> <p><u>「自分で意思決定をできなくなった場合に備えて、高齢者等が「私の終活ノート」に記入し、」</u></p>
33	46	第2部 第5章	<p>第5章 権利擁護の推進</p> <p><b>【事業目標指標】</b>の生活自立支援センターの新規相談受付件数の目標を実績に沿った数値にすること。</p> <p>(理由)</p> <p>相談は毎年増えている。受け入れ態勢を規制すべきではありません。</p>	反映	<p>久留米市生活自立支援センターの新規相談受付件数については、コロナ禍の影響により、令和2年～4年は、一時的に急激に増加したものです。第9期の期間については、コロナ禍前の通常期の件数(約1,200件)を維持していくことを目標として設定したものです。</p> <p>ご意見を踏まえ、以下の下線部のとおり、本文に追加・修正記載します。</p> <p><u>※生活自立支援センターの新規相談受付件数については、新型コロナウイルスの影響により、一時的に相談件数が増加(R2～4)したため、通常期の相談件数(約1,200件)を目標として設定。</u></p>
34	49	第2部 第6章	<p>「介護サービス事業者への支援」のあとに「指導」を追加。</p> <p>(理由)</p> <p>事業内容は指導と支援です。指導を外すのはおかしいです。</p>	反映	<p>ご意見を踏まえ、以下の下線部のとおり、本文に追加記載します</p> <p><u>「介護サービス事業者等への支援と指導」</u></p>

No.	頁	項目	案に対する意見	区分	市の考え方
35	51	第2部 第7章	介護人材の確保、定着への支援 【主な施策(事業)】 4 介護人材の育成・定着支援 「…介護支援専門員(ケアマネジャー)の研修や」のあとに「新人介護支援専門員(ケアマネジャー)の研修と実地指導、」を挿入 (理由) 実務経験が浅い新人介護支援専門員(ケアマネージャー)が、市民に良質なケアプランを作成するためには、久留米市の介護保険の状況や介護予防の考え方、特に実務に関する研修と実地指導が必要です。	計画案ど おり	介護支援専門員(ケアマネジャー)の研修については、ご指摘の新人も含めた介護支援専門員に対する研修も含んでおります。
36	51	第2部 第7章	④介護人材の育成・定着支援 4行目「・・・、介護人材の育成と定着を推進する。」を 「・・・、介護人材の育成と定着を図るため、市単独で基本報酬を引き上げる。」に変更 (理由) 要約 作業の大変さに見合わない低賃金の引き上げ無くしては介護職員の育成・定着は望めない。	計画案ど おり	市単独で報酬を上げることは、財政上、利用者負担に直結するため慎重な議論が必要となります。
37	53	第2部 第7章	第7章 持続可能な介護保険事業の推進 保険者機能の発揮・向上の主な施策に「介護予防・日常生活支援総合事業評価」を追加すること。 (理由) その費用は介護保険から出されていることもあり、見える化が必要です。	計画案に 記載あり	介護保険事業には、介護予防・日常生活支援総合事業も含まれるものとして記載しております。

No.	頁	項目	案に対する意見	区分	市の考え方
38	54	第2部 第7章	<p>介護保険制度の周知・啓発</p> <p>【主な施策(事業)】に次表を追加</p> <p>市民からの相談受付体制・苦情対応体制の充実</p> <p>市民に最も身近な窓口として、市や地域包括支援センターにおいて適切な相談・支援の充実を図る。</p> <p>また、介護サービス利用者等から苦情に迅速・丁寧に対応し、寄せられた苦情等の内容を分析して関係団体と共有するなど、相談受付体制・苦情対応体制を充実させていく。</p> <p>(理由)</p> <p>P37に地域包括支援センターの機能充実が記載されていますが、地域包括支援センターの運営、認知向上であり、市民からの相談受付体制・苦情対応体制に特化したものではありません。地域包括支援センターの機能充実と市民からの相談受付体制・苦情対応体制の充実は区別し整理してください。</p>	反映	<p>ご意見を踏まえ、以下の下線部のとおり、項目及び、本文に追加記載します。</p> <p>「介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実」</p> <p>「市民からの相談体制の充実</p> <p><u>市民に最も身近な窓口として、市や地域包括支援センターにおいて適切な相談・支援の充実を図る。</u></p> <p><u>また、高齢者等からの相談に迅速・丁寧に対応し、寄せられた相談等の内容を分析して関係団体と共有するなど、相談体制を充実させていく。」</u></p>
39	54	第2部 第7章	<p>介護保険制度の周知・啓発</p> <p>【主な施策(事業)】に次表を追加</p> <p>介護給付費通知の発送</p> <p>介護サービス利用者にたいして、適切なサービスの利用を促すとともに、事業者に対して、適正なサービス提供と請求についての啓発を行うために、サービスの回数や内容状況を記載した「介護給付費通知」を発送する。</p> <p>(理由)</p> <p>介護給付費通知は、利用したサービスの内容や費用についての知らせで、市民に介護保険に対する理解を深めるものです。さらに、請求内容の誤りなどによる不適切な保険給付が無いか確認する重要なものです。その発送をなくすことは、介護保険の理解や事業者の不正を見つけることが難しくなります。</p>	計画案ど おり	<p>「保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、これまでの給付適正化主要5事業を3事業に再編するとともに、実施内容の充実化を図ることとする。」という国の方針のもと、「介護給付費通知」が任意事業となったこともあり給付費通知の発送については検討中です。</p>

No.	頁	項目	案に対する意見	区分	市の考え方
40	54	第2部 第7章	「2 ヤングケアラー支援に繋げるための介護保険制度の周知」の所管課に「教育委員会」を追加。 (理由) ヤングケアラーについての情報を掴んでいるので。	計画案ど おり	所管課については、介護保険課とヤングケアラーの相談窓口である、「こども子育てサポートセンター」としてありますが、取り組み内容に記載しているように教育・子育ての関係者など連携・協力していきます。
41	55	第2部 第8章	(1) 施設・居住系サービス 9行目から14行目に関して「・・・新たな施設の整備は行わず…」の根拠データを記述すべき (理由) 今後ますます高齢化が進行する中で、データが示されなければ追加需要に対応できるとは考えられない。	反映	ご意見を踏まえ、基盤整備の考え方の根拠資料については別冊の「資料編」に掲載予定です。
42	55	第2部 第8章	第8章 介護サービスの見込み量の推計と保険料の設定 「(4) リハビリテーションサービス」の項を追加すること。 (理由) 8期では重要なサービスだと記述しています。はずす理由がありません。	計画案ど おり	リハビリテーションサービスは、居宅介護サービスの一部であるため「、第8章(2) 居宅介護サービス」の内容に記載されている「通所サービス」に含まれております。

## 2. 参考意見

No.	頁	項目	案に対する意見	区分	市の考え方
1	17	第1部 第3章	③安全に、安心して暮らし続けることができるまち ここに書かれている内容は、介護者がいる人、地域のコミュニケーションが万全な人、が想定しており、一人暮らしの認知症患者の生活の保障がなされるのか不安。介護サービスが24時間受けられるように保証されるのか。	参考意見	認知症の方も含め高齢者の方が、住み慣れたまちで自分らしく生活できるように地域共生社会の実現に向けて施策を展開していきます。また、介護サービスについては、ケアマネジャーとの連携により必要なサービスの提供に努めてまいります。
2	28	第2部 第1章	①シニアアカデミー ここを卒業した高齢者が自主サークルを作ろうとしても、使いやすい会場がない。定例にしたいが会場の確保が難しい、使用料が高額。容易に確保できる会場は自宅から遠く、参加を諦める高齢者が増えてきている。せっかくの生涯学習の機会をうばわれている。	参考意見	身近に集まる場の確保は、健康づくりと社会参加の推進のために必要と考えております。 ご意見は今後の課題検討における参考とさせていただきます。
3	40	第2部 第4章	認知症の症状など正確な情報の周知も大切だと思いました。認知症の症状なのにとっても腹を立てる方がいたり、逆に外でのしっかりしている部分だけを見て今までと変わりないと判断するのはとても危険だと思いました。	参考意見	認知症への理解を深めていただくことは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、必要なことと考えております。 ご意見は今後の課題検討における参考とさせていただきます。

No.	頁	項目	案に対する意見	区分	市の考え方
4	41	第2部 第4章	<p><b>【要約】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大家業をしている。40年以上入居されている独居で頼る方がない方が認知症になり、友人や近所の方で10年ほど見守りサポートをしてきた。2年程前から家賃滞納が始まり、友人が振込・食事・通院等を世話していたが「お金を取った」など攻撃するようになり、見守りが困難に。包括支援センターに連絡・対応してもらい「本人の意思を尊重して在宅生活ができるように」と連絡があったが、精神的負担が大きすぎると感じる。</li> </ul> <p>③認知症初期集中支援チームによる支援、周知</p> <p>「…在宅生活が継続できるように…」は、取り返しのつかない事態になることも予想される。私は家族ではないが、入居者の状況が一番よくわかる。専門家チームが善良な方を柔軟に判断し、チームと共に情報共有し、適切な判断を頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市の友人は「包括センターに連絡すれば適切に対処してくれた」「家族ではなかったが、チームに入れて頂きとても助かった」といっており、その安心感と行政への信頼感がすでに構築され口コミで広がり「住みやすい街福岡市」と言われるのだろうと思う。</li> <li>・医療が整った時代に、汚い部屋で倒れ最後を迎えることほど残念な一生はないと思う。病院や施設の清潔なベッドで温もりのある中で自分の人生は幸せだったと思ってもらいたい。</li> <li>・近所の方々で見守りライングループをつくり、問題があれば書き込んでもらう仕組みを構築し、取り組んでいる。</li> </ul>	参考意見	<p>在宅生活を継続するには、認知症初期集中支援チームなど専門家の適切な判断が必要不可欠になります。今後も専門家と協力し、運用してまいります。</p> <p>ご意見は今後の課題検討における参考とさせていただきます。</p>
5	48	第2部 第6章	<p>第6章 災害や感染症への備えと対応の強化</p> <p>「高齢者等に対する避難場所の確保」の「福祉避難所」は「指定避難所」と同じ扱いをすること。</p>	参考意見	<p>福祉避難所は、本計画に記載のとおり二次的な避難所であり、開設は災害の規模や避難所の状況等に応じて検討します。開設時は、避難所従事者による支援に加え、専門職による相談体制など、要配慮者の状態に応じた配慮等を実施することとしております。</p> <p>なお、福祉避難所には一般避難者の受け入れは行いません。</p> <p>ご意見は、今後の課題検討における参考とさせていただきます。</p>

No.	頁	項目	案に対する意見	区分	市の考え方
6	48	第2部 第6章	<p><b>【要約】</b></p> <p>第9期は施設整備はなく既存施設を利用するという内容と理解しています。ただ東圏域においては時期的（大雨・台風）によってはショートステイ確保困難となる時があります。緊急時は定員超も可とは思いますが、限界もあるかと思えます。</p> <p>独居で在宅酸素の方に何が不安なのか問うと1番は停電でした。家は割としっかりしているので少々の風は問題ないはず。水害も山側なのでそれほど影響もないと見受けませんが、停電による酸素供給停止の強い不安から自家発電である施設へのショートステイをしていました。しかし、2023年7月の水害では、自家発電が故障。多分こんなことが今後もあるでしょう。</p> <p>計画の中に「蓄電池」による介護施設等の住環境整備という一文がありました。在宅酸素の方に限らず高齢者宅へも蓄電池レンタルなどの対応、又は居宅介護支援事業所へ数台配布する予算を組んでもらえば必要に応じて自宅に設置してあげることでショートステイの確保ができなくても自宅でも安心して過せる方は多いのではないかと思ったところです。</p>	参考意見	<p>ご意見のとおり、災害時における非常用電源の確保は重要と考えます。</p> <p>ご意見は、今後の課題検討における参考とさせていただきます。</p>
7	51	第2部 第7章	<p>1～2行目「・・・制度改正等を踏まえつつ」とあるが、制度改正に向けては国に対し自治体から介護保険の低下にならないよう要望をあげてもらいたい。</p> <p>（理由）要約</p> <p>昨年検討された改定案の内容には、①利用料自己負担2割を標準に②要介護1・2の訪問・通所介護を総合事業に③ケアプランの有料化④福祉用具をレンタルから買い取りに⑤介護ロボットを導入して職員減らし 等があり最悪の介護保険改正案となっている。実施されれば制度はあっても多くの市民が介護保険を利用できない状況になる。</p>	参考意見	<p>久留米市では、これまでも国に対して、「制度改正においては、被保険者が必要なサービスを受けることが困難にならないよう必要な財源措置を講ずること」や「高齢者にわかりやすく複雑にならない制度改正を行うこと」を要望してきました。</p> <p>今後につきましても、必要に応じ、全国市長会などを通じ、国への要望を行ってまいります。</p>



No.	頁	項目	案に対する意見	区分	市の考え方
8	その他	その他	<p>今回の1月の介護保険改定では、利用料自己負担2割を標準にすることなどの改訂は押し戻すことができました。しかし、いつまででくるかわからない状況です。</p> <p>コロナ禍で疲弊し、物価高に苦しむ高齢者の実態に目を向けることなく負担を拡大させる介護保険の改悪は重大な問題です。これはまた地方自治体にも大きな負担をかけることは目に見えています。</p> <p>要介護1・2の訪問介護、通所介護を地域支援の総合事業に移すこと、ケアプランを有料にすること、福祉用具をレンタルから買い取りにすること、そして利用者の自己負担2割を標準にすることなど、とても許容できません。</p> <p>このような介護保険の後退がないよう、ぜひ国、県への働きかけをお願いします。</p>	参考意見	<p>久留米市では、これまでも国に対して、「制度改正においては、被保険者が必要なサービスを受けることが困難にならないよう必要な財源措置を講ずること」や「高齢者にわかりやすく複雑にならない制度改正を行うこと」を要望してきました。</p> <p>今後につきましても、必要に応じ、全国市長会などを通じ、国への要望を行ってまいります。</p>
9	その他	その他	<p>目指すべき姿とそのためのこの計画が私たちが暮らしている地域の未来に直結し、この計画の効果的な実行と目指すべき姿の達成が世代をつないでいくためにもとても大事だと思いました。そのために各施策ごとの動員人数や参加者人数の増員が重要と考えます。</p> <p>そこで、良い意味で市民が危機感や課題を自覚できる機会の方法と頻度を具体的にお示しただけですと、イメージがより鮮明になるかと思います。</p> <p>高齢化とそれに伴う課題は年々増えていくので、誰かが頑張ればなんとかなる状態では危ういと思います。</p> <p>そうならないために、支える人、支えられる人はもちろん、支えていくだろう人、支えられるかもしれない人も、みんなまずは当事者意識をもって、その後の行動につなげていかなければならないと思います。</p> <p>ご検討のほどよろしくお願い致します。</p>	参考意見	<p>ご意見のとおり、高齢者が当事者意識を持ち、危機感や課題を自覚することで、各施策の参加人数を増やしていくことは重要なことと考えております。</p> <p>ご意見は、今後の課題検討における参考とさせていただきます。</p>

No.	頁	項目	案に対する意見	区分	市の考え方
10	その他	その他	この計画の広報、周知のため、例えばダイジェスト版の作成や市広報紙にチラシ等を折り込む等の具体的取組が必要だと考える。計画改定時には改訂した計画の周知徹底を図ること	参考意見	計画見直し後は、広く市民のみなさまに知っていただけるよう、周知に努めてまいります。
11	その他	その他	他のパブリック・コメントと様式が異なる。意見様式を統一して欲しかった（要約）	参考意見	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。